

# 広島県教育委員会会議録

令和 5 年 7 月 1 4 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年7月14日（金） 13：00開会

13：50閉会

## 1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

## 2 出席職員

教育次長	池田克輝
管理部長	江原透
学びの革新推進部長（兼）教育センター所長	阿部由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森栄理
理事	榊原恒雄
総務課長	杉本真一
秘書広報室長	糸崎誠二
文化財課長	坂光秀和
義務教育指導課長	立田晃
特別支援教育課長	津村真一郎
生涯学習課長	桑原智津子

## 教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 博物館登録について	1
日程第3	報告・協議1 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について	2
日程第3	報告・協議2 広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について	3
日程第4	報告・協議3 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について	4
日程第5	報告・協議4 広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援の試行実施について	6
日程第6	第1号議案 令和5年度メイプル賞（第1回）の受賞者について	7

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。  
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和5年度メイプル賞（第1回）の受賞者について公開しないということに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平川教育長： 全員賛成と認めます。

従いまして、本日の議題は第1号議案を公開しないで審議することといたします。

## 第2号議案 博物館登録について

平川教育長： それでは、第2号議案、博物館登録について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 第2号議案、博物館登録について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。「1 提案の要旨」にございますとおり、今回、一般財団法人下瀬美術館から申請がありました下瀬美術館について、博物館法に基づく博物館登録原簿への登録を行うものでございます。博物館として登録されるためには博物館法に定める要件を備えている必要があります。博物館として登録されますと、美術品補償制度を利用できるなどの優遇があります。

下瀬美術館は、平成30年に丸井産業株式会社創業60周年を契機として構想され、本年3月に大竹市晴海に開館した私立の博物館です。代表取締役であり、この博物館の設置者である一般財団法人の代表理事である下瀬ゆみ子氏が、先代の創業者、下瀬福衛氏と下瀬静子氏から受け継ぎながら形成してきたコレクションであるひな人形やひな道具、御所人形をはじめ、日本と西洋の近代絵画や西洋工芸などを中心にコレクション展及び特別展を行っておられます。今後も国内外の美術工芸品を収集、保存、調査研究し続け、展覧会企画等の活動を行うことで社会教育施設としての役割を果たすとともに、広島県大竹市から日本の文化の発展に寄与していきたいと、今回申請が行われたところでございます。

資料の2枚目を御覧ください。「5 根拠規定」をお示ししております。博物館の登録につきましては、資料、中ほど、博物館法第13条に定める要件及び、1枚めくっていただきまして、(2)としてお示ししております県が定める博物館登録等に関する要綱に規定する要件を備えている必要がございます。

資料の1ページに審査表をお示ししております。今回申請がありました下瀬美術館について、書類による審査及び学芸員資格を有する学識経験者と生涯学習課職員による現地調査を行ったところ、設置者、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員、その他の職員の配置、施設及び設備、開館日数、いずれにつきましても博物館として登録を受けるための要件を備えていると判断いたしました。以上のことから下瀬美術館を博物館登録原簿に登録してよいと考えております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： しっかりとした博物館が広島県で登録されることはすごく良いことだと思います。

この審査の部分が気になるのですが、調査に行っていた学識経験者という方はどのような方なのか、説明をお願いします。

桑原生涯学習課長： 今回は広島県立歴史博物館の学芸課長をしております、学芸員の資格を有している石橋課長にお願いをしております。以前も御説明させていただいたかと思いますが、現在登録している登録博物館は全て再申請という形で手続をこの5年間の間に進めていただくこととなっております、有識者の方に現地調査を行っていただく必要があります。それぞれの博物館の特性に応じた人材というのを、例えば大学教授で、学芸員をされている方などに同行していただくことを考えております。

中村委員： 県にこういった立派な美術館があったのかと驚きましたが、最近できたということですね。基本的には設置者からの申出に基づいて申請を行うのでしょうか。

桑原生涯学習課長： 登録は申請手続に基づき行うものとなっておりますので、県内にもいくつか美術館がございますけれども、現在登録をされているのはこの資料でお示ししてあるものだけで、今回、新たに下瀬美術館が出てきたというものでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 報告・協議 1 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 第11期広島県生涯学習審議会の任期が令和5年9月30日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

広島県生涯学習審議会委員は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項及び広島県生涯学習審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関でございます。

別紙の1ページ目を御覧ください。審議会の任務は、設置目的及び任務欄にありますとおり、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議するとともに、必要な事項について意見を述べることでございます。

委員の定数につきましては20人以内となっております、資料にございますとおり、現在の委員は20人となっております。

また、本審議会には委員の定数を15人以内とする社会教育分科会を置くこととしており、社会教育に関する事項等につきましてはこの分科会において調査審議することとしております。

委員の選考に当たりましては、国の「新たな教育振興基本計画」の内容や本県の取り組む生涯学習推進施策等を踏まえ、学校教育、家庭教育、社会教育といった生涯学習の各分野に関する幅広い議論が可能となるよう、一番下の「選考基準」欄にありますとおり、生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、1から3に掲げる基準によって選考することとしたいと考えています。今後、人選につきましては、関係各所に御意見をいただきながら進めてまいり、審議会委員の候補者の提案をさせていただく予定です。説明は以上です。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 選考基準の年齢のところですが、これは他の委員会の委員の方についても大体このくらいの年齢になるのでしょうか。

桑原生涯学習課長： この基準につきましては、知事部局で定められている基準を基に、教育委員会としてそれを踏まえた、統一的な基準として定めております。

- 菅田委員： 前にも言ったかと思いますが、生涯学習なので、この委員会に関しては年齢、もうちょっと上げたほうが、より対象者の方の生の声が聞けていいのではないかと思います。生涯ですから若い人からかなりの年配の方の意見が広く聞けるようにしたほうがいいのではないかなとは思いました。
- 桑原生涯学習課長： 2年前のこの御報告の際にも御意見をいただいております、いただいた御意見を踏まえて私たちも検討させていただきましたが、国の中央教育審議会の生涯学習分科会であるとか、先ほど申し上げたように、県全体の審議会の選任基準においても同じ年齢要件で示されております。それらを踏まえて教育委員会において委員の選任に係る取扱いの内規を定めておりますことから、今後も関係課も含めて慎重に検討していく必要があると考えております。
- 志々田委員： 改選の時期ということなので、審議会が何を教育委員会として諮問するのかっていうことをはっきりと意識しながら人選ができればなと思っていました。  
国の教育振興基本計画が変わりましたので、生涯学習政策についても最近ウェルビーイングであるとかダイバーシティ、それからインクルーシブみたいな考え方が生涯学習の中でもかなり強調されていますので、今回の人選は、もちろん現在のカテゴリズもいいとは思いますが、その辺りの新しい生涯学習の動向というのを見ながら人選をしていただいて、やっぱり広島県が進める生涯学習の整合性みたいなものをしっかり御議論できるような形にさせていただきたいと思っております。以上、意見です。
- 細川委員： 何度か申し上げたかとは思いますが、委員名簿に年齢と何期目かかっていうのが書かれてないので、この辺のところは選考基準に当てはまっているのかどうかという判断ができかねますので、この名簿では、もし基準から外れている委員の方がいらっしゃるとしたら、その理由もお聞きしなければならないのですが、いかがでしょうか。
- 桑原生涯学習課長： 本日御報告をさせていただくのは、あくまで第12期の基本方針ということで、今お示ししております名簿は第11期の委員の名簿であり、これがホームページに掲載されているものですので、今後、予定としては9月の教育委員会会議で第12期の委員の選任について諮らせていただこうと考えております。その際には、委員が言われたような年齢や、期数などの、要件をクリアできているのかどうかということがはっきり分かるような形でお示しさせていただきたいと思っております。
- 平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。  
それでは、以上で本件の審議を終わります。

## 報告・協議2 広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について

- 平川教育長： 続きまして、報告・協議2、広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について、坂光文化財課長、説明をお願いいたします。
- 坂光文化財課長： それでは、広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について説明いたします。  
資料の1ページを御覧ください。広島県博物館協議会は、地方自治法第138条の4、第3項及び広島県博物館協議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関でございます。協議会の任務は、設置目的及び任務欄にありますとおり、広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べることとしております。  
委員の定数につきましては、15人以内となっております、現在の委員数は15人となっております。  
任期は、令和5年8月20日から令和7年8月19日までの2年間でございます。  
委員の選考基準につきましては、選考基準欄の1にありますとおり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、(1)から(3)までに掲げる基準によって選考することとしたいと考えております。  
資料の2ページには、現在の委員名簿を掲載しております。  
今後、人選につきましては、関係各所から御意見をいただきながら進め、改めて委員の候補者の提案をさせていただき予定としております。  
説明は以上でございます。
- 平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いいたします。
- 細川委員： こちらの委員名簿につきましても、先ほどの審議会委員と同じく、期数と年齢をまた

次の審議の際にお示しをいただけたと思いますが、別件で、広島県議会議員が2名委員となっております。幅広く、いろいろなところから御意見いただくとかいう意味では県議会議員の席ってというのはいつも2席御用意されているものなのではないでしょうか。

坂光文化財課長： これまでも2名の選任となっております。

細川委員： それが悪いと申し上げるわけではありませんが、先ほど申し上げたように、いろいろな観点から御意見をいただくとすれば、また、別の団体とかの方でも良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

坂光文化財課長： 選任に当たりましては、各分野から幅広く御意見をいただくということとさせていただきたいと思っております。しっかりバランスを取りながら検討していきたいと思っております。

細川委員： ありがとうございます。よろしく願いいたします。

また、各館アドバイザー1名ずつ出していると思いますが、この3名の方というのは各館アドバイザーができた時から同じ方々でしょうか。

坂光文化財課長： アドバイザー3名のうち、一番下の柴川敏之さんが替わっております。上の2名の方は一緒になっております。

細川委員： はい、分かりました。

この辺りのところも各館がいろいろと交流とか協力を仰ぐといったような御関係があると思いますが、この方に限らず、また、館にとってより良いアドバイザーがいらっしゃるとしたら、いろいろその辺りのところを調査していただいて、御選考いただきたいと思っております。以上です。

中村委員： 設置目的及び任務に書いてあることですが、県教育委員会の諮問に応じるということですが、任期2年で、毎回諮問なされてということになるのでしょうか。

坂光文化財課長： 現在は各地域において、それぞれの課題、テーマを定めて、御意見をいただくというような形で会を開催しております。

中村委員： それでは、厳密に諮問があって、答申してみたいなことではなくて、何かもっと身近な課題に対して話題にさせていただくということでしょうか。

坂光文化財課長： はい、そのような方向で進めております。

中村委員： はい、分かりました。

各館アドバイザーは、これは選考基準の1番の博物館利用者というところになると思いますので、私も思ったのは是非利用されている方、当然、任命された後でもいいとは思いますが、そういう考え方で任命いただければと思います。

坂光文化財課長： そのように考えていきたいと思っております。

志々田委員： また新しい委員たちをお願いできればと思いますが、博物館はこれから就学前の子供たちにどう働きかけるか、特にアートであるとか、それから、少し科学的であったり、歴史だったりというものも小さな頃からどう親しんでもらえるのかということが課題になっていくと思いますので、今、小学校の先生とか、それから子供の体験活動を対象とした方たちも入っておられると思います。現に広島県、子供の幼児教育も力入れていまして、幼児教育の先生が、小さなお子さんたちの発達や情操のことについて詳しい先生が入ってくださると力強いかなと思っておりましたので、御参考までに、意見です。

坂光文化財課長： ありがとうございます。そのように検討していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終了します。

### 報告・協議3 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： 失礼いたします。資料2ページでございます。

まず、配付しております3点の冊子、内訳は、「小学校用教科用図書」の選定資料、「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において使用する小学校用教科用図書」の選定資料、ホチキス留めのものでございます。もう一つホチキス留めのもの、「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」、いわゆる絵本等の一般図書の選定資料、3点、机上に御用意してございます。本日は、令和6年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進

捗状況について御報告申し上げます。

この3点の選定資料は、4月28日の教育委員会会議において決定されました採択基本方針に示しております観点に基づいて、調査研究を行ったものでございます。義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針は、資料4ページ、5ページに御用意してございますので、後ほど御確認ください。

これらの選定資料は、6月8日に開催した第2回広島県教科用図書選定審議会における審議を経て作成したものでございます。市町教育委員会及び各学校等が調査研究するための参考資料となるものでございます。種目ごとに、調査の観点視点を定めて調査研究を行い、一つの種類の教科書を選定するということとなります。

なお、これらの選定資料は市町教育委員会等の採択権者及び各県立特別支援学校に配付するとともに、広島県教育委員会のホームページでも公開しているところでございます。来月の教育委員会会議では、この後、御説明いたします県立特別支援学校における教科用図書の選定の選定結果及び選定理由について報告し、皆様からの御意見を伺う予定としております。

津村特別支援教育課長： 続きまして、県立特別支援学校小学部及び中学部において、令和6年度に使用する教科用図書選定の進捗状況について御説明します。

資料2ページを御覧ください。これまでに各県立特別支援学校では、資料3ページから5ページの採択基本方針に基づき、校内に教科書選定会議を設置して、選定資料を基に調査研究を行い、教科書を選定し、6月30日までに採択申請書及び選定理由書を県教育委員会に提出したところでございます。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校において、小学校又は中学校に準ずる教育課程を編成している場合は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用します。知的障害のある児童生徒の場合は、主に文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書や絵本等の一般図書を使用します。選定資料は、先ほど義務教育指導課長が御説明した3点でございます。本日は、県立特別支援学校において、令和6年度から使用する小学校用教科書用図書の選定の進捗状況について御報告申し上げます。

資料6ページの上段を御覧ください。特別支援学校では、各障害種に応じた配慮がされている教科書を選定する必要があります。そのため、一番下に示しております種目別の調査研究の観点及び障害種別の調査研究の観点を参考にして、具体的な調査項目を設定し、調査研究を行っております。

各県立特別支援学校における調査研究の参考になるものとして、県教育委員会において障害種別の調査研究の観点を整理し、作成したものが、別にお配りしております「令和6年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において使用する小学校用教科用図書選定資料」になりますので、御覧ください。

具体的な調査項目について御説明します。選定資料39ページの上段を御覧ください。肢体不自由のある児童は、上肢、下肢又は体幹の運動、動作の障害のため、歩行、書写等、日常生活の運動・動作に困難があります。そこで、「肢体不自由への配慮を要する内容等」として、「上肢や下肢の複雑な動きを必要とする内容」を調査研究の観点としました。視覚障害、聴覚障害、病弱についても同様に観点を定め、調査研究を行いました。

このほか、知的障害のある児童生徒が使用し、毎年採択替えを行っております絵本等の一般図書の選定資料についても、本日お配りしております。

今後、各校から提出された選定理由書等について、学習指導要領等に則り、児童生徒の障害の状態等に応じて最もふさわしい内容のものであるかどうかを精査し、教科書の採択を適正かつ公正に実施するよう指導、助言、援助を行って参りたいと考えております。

以上で報告を終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： いつも毎回膨大な資料を御用意いただき、研究を進めていただいていることがよく分かります。ありがとうございます。

規模的なことなのかもしれませんが、この選定資料の中で、例えば国語に関しては三つの出版社の名前が上がっていますが、小学校の国語については日本で教科書検定を受けている会社は、三つしかないという理解でよいのでしょうか。

立田義務教育指導課長： そのとおりでございます。

中村委員： 対象の教科書を拝見させていただきましたが、デジタル機器の活用に向けた工夫をそ



れぞれされておられると思いますが、デジタル機器で表示されるような内容と、教科書の検定の中身とはちょっと直接関係ないと思いますが、この選定資料上はデジタル、そういった面、二次元コードを読み取って、活用できる状態についてはどのように考慮されているのでしょうか。

立田義務教育指導課長： お手元の小学校用の教科用図書の例えば131ページを御覧ください。家庭科のページになりますけれども、一番上の東書の箱を見ていただくと、四つ目の白丸、基礎的・基本的な知識及び技能の定着等のため、デジタルコンテンツが使用可能な部分にはDマークが記載されており、二次元コードによりウェブ上にご覧いただけますようにデジタル教材がどのように展開されているか、この点についても調査研究してございます。

菅田委員： 以前、学校訪問で特別支援学校に行かせていただいたとき、デジタルが非常に有効だということを開きまして、その当時はまだ端末が全部足りていなかったのですが、現在は十分に普及しているのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 各学校それぞれ授業で生徒が個人で持って、使うこともできます。各授業でも使っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。  
それでは、以上で本件の審議を終了します。

#### 報告・協議4 広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援の試行実施について

平川教育長： 続きまして、報告・協議4、広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援の試行実施について、津村特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

津村特別支援教育課長： 広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援の試行実施について御説明いたします。

県立特別支援学校の生徒等のうち本事業の対象となる生徒等は28名で、このうち19名の保護者が本事業の利用を希望しています。このたび3名について、訪問看護ステーションやタクシー会社との契約の締結が完了し、試行実施を開始しております。

1ページ、1、試行実施を開始した学校を御覧ください。令和5年7月6日木曜日に広島特別支援学校で1名、7月10日月曜日に福山北特別支援学校で1名、7月12日水曜日に福山特別支援学校で1名開始しました。既に公表している内容では、福山特別支援学校1名の開始を7月10日月曜日としておりましたが、7月12日水曜日の開始となりました。このうち2名についてはマスコミからの取材もございました。その他の16名の生徒等につきましては、現在、各種調整手続を進めているところでございます。また、現在、今後の施策を検討するために学校や保護者を対象にアンケートを実施しているところでございます。引き続き、ニーズに応じた通学支援が実施できますよう、学校等と連携を取りながら取り組んで参ります。

以上でございます。御審議、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 試行実施ということですが、大体どれぐらいの期間を試行的に実施するのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 目途としましては、おおよそ3か月ぐらいと思っておりますが、回数にして、片道を1回と数えまして、48回分ということで計画しております。

志々田委員： 試行実施ということで、うまく運用できるようであれば御家族の御負担とか御本人の不安みたいなものを解消できると思いますが、1週間実施した上での率直な効果というか、御感想というか、そういったものがあれば、アンケートとは別に反応等があればお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

津村特別支援教育課長： 保護者の声としては、片道だけでも、朝だけでも連れていってくれたら助かるという声も伺っていますし、学校としてもできることはやりたいという校長の声も聞いております。まだまだデータが少ないので、これからアンケート等々、いろんな声を聞きながら何ができるのか検討したいと思っております。

中村委員： 保護者の負担が減るといふようなところで意義深いというか、いい制度だと思っておりますが、問題点等出てくることがあればそれを踏まえながら制度の導入に向けて予算等も必要になるとは思いますが、次回、御報告いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

細川委員： 16名の生徒については今からだといいことですが、こういった通学支援をするときに、訪問看護ステーションの方というのは専門家でいらっしゃるの、いろいろと研修を積

まれていると思いますが、例えばタクシー会社の方などにはどのような働きかけをされているのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 看護師は子供と日頃から接している方を保護者の方が選ばれるということもあります。タクシー会社につきましても、タクシー会社、保護者、学校が三者で契約をしておりますので、この三者で十分に子供の状態、あるいは道順等々、打合せをした上で契約を結ぶことになりまして、実施に時間がかかるというのもこういうことが原因でございます。しっかり保護者と子供の状態等とを連携しているというのが原因でございます。

細川委員： 状況によっては細心の注意を払わなければならない子供もいると思いますので、しっかりその辺りのところを各関係者が研修、訓練を積んで、心配のないようにしていただきたいと思います。以上です。

津村特別支援教育課長： また今の御意見等を踏まえまして、学校ともしっかり連携を取って参ります。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴人の方は御退席のほどをお願いいたします。

(13:41)

【非公開案件】

#### 第1号議案 令和5年度メイプル賞の受賞者について

令和5年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(13:50)